

村山市工事指名競争入札参加者審査会基準

(適正な指名業者数)

第1条 指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）の数の選定基準は、別表第1のとおりとする。

(設計金額と等級別区分基準等)

第2条 設計金額に対する指名業者の各建設工事の種類ごとに定める等級の選定基準は、別表第1のとおりとする。

2 建設工事に係る工法の特异性、緊急を要する工事、技術者、その他の事情により前項の規定によりがたい場合で、特に必要と認められるときは、別表第2の範囲を加えることができる。

3 建設工事に係る地域性、特に考慮すべき事情がある場合は、前2項の規定にかかわらず別によることができる。

(指名業者の等級の決定)

第3条 指名業者の等級の決定は、指名競争入札参加申請の定期受付ごと（2年ごと）に、別に定める。

別表第1

建設工事の種類	設計金額	等級	指名業者数
土木一式工事	40,000千円以上	A	8社以上
	15,000千円以上 40,000千円未満	A B	8社以上
	5,000千円以上 15,000千円未満	B C D	7社以上
	5,000千円未満	C D	7社以上
建築一式工事	75,000千円以上	A	8社以上
	30,000千円以上 75,000千円未満	A B	8社以上
	7,000千円以上 30,000千円未満	B C	7社以上
	7,000千円未満	C D	7社以上
舗装工事 電気工事 管工事 水道施設工事	30,000千円以上	A	8社以上
	10,000千円以上 30,000千円未満	A B	8社以上
	3,000千円以上 10,000千円未満	B C	7社以上
	3,000千円未満	C D	7社以上

別表第2

建設工事の種類	設計金額	等級
土木一式工事	40,000千円以上	B
	15,000千円以上 40,000千円未満	C
	5,000千円以上 15,000千円未満	A
	5,000千円未満	B
建築一式工事	75,000千円以上	B
	30,000千円以上 75,000千円未満	C
	7,000千円以上 30,000千円未満	A D
	7,000千円未満	B
舗装工事 電気工事 管工事 水道施設工事	30,000千円以上	B
	10,000千円以上 30,000千円未満	C
	3,000千円以上 10,000千円未満	A D
	3,000千円未満	B

附 則

この基準は平成12年4月1日から施行する。

この基準は平成19年4月1日から施行する。

この基準は平成21年4月1日から施行する。

この基準は平成24年4月1日から施行する。